

有限会社 協栄会

地域密着型通所介護事業所 桃花

利用契約書兼重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(介護保険事業所番号 第0270105067号)

御利用契約者（以下「利用者」といいます。）と有限会社 協栄会（以下「事業所」といいます。）とは、地域密着型通所介護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

第1条 事業所において実施する指定地域密着型通所介護事業（以下、「事業」といいます）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、「従業者」といいます。）が要介護状態の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とします。

（方針）

第2条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、要介護状態の利用者に可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めます。

5 指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行います。事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

（契約期間）

第3条 この契約書の契約期間は、契約日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

(運営規程の概要)

第4条 事業所の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、地域密着型通所介護サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、次のとおりです。

一 事業者の概要

事業所（法人）の名称	有限会社協栄会
主たる事務所の所在地	青森県青森市造道三丁目21番21号
電話番号	017-765-6175
代表者（職名・氏名）	代表取締役 嶋中 俊英
設立年月	平成17年1月14日

二 事業所の概要

事業所の種類	地域密着型通所介護 介護予防通所介護
事業所の名称	桃 花
事業所の所在地	青森県青森市大字安田字近野335番地1
電話番号	017-757-8351
指定年月日	平成26年12月 1日
介護保険事業所番号	0270105067
管理者	松尾 美由紀
開設年月	平成26年12月
利用定員	18名

三 事業所が行っている他の事業

(介護予防)認知症対応型共同生活介護

桃源 (介護保険事業所番号：0270102171)

通所介護事業 桃源 (介護保険事業所番号：0270103641)

居宅介護支援 桃源 (介護保険事業所番号：0270105794)

四 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の実業の実施地域 青森市

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日。但し、12月31日から1月3日、8月13日～8月15日は休日とする。
営 業 時 間	8：00～17：00

サービス提供時間	① 9:00～12:00
	② 9:00～16:00
	③ 13:00～16:00

五 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	備考
管理者	1		生活相談員と介護職員を兼務。
生活相談員	2		常勤1名所長、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員を兼務。 常勤1名管理者及び介護職員を兼務。
介護職員	5	1	常勤1名所長、看護職員、生活相談員及び機能訓練指導員を兼務。 常勤1名管理者及び生活相談員を兼務。
機能訓練指導員	2	1	常勤1名所長、看護職員、生活相談員及び介護職員を兼務。 常勤1名看護職員を兼務。
看護職員	2		常勤1名所長、生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員を兼務。 常勤1名機能訓練指導員を兼務。

事業所に勤務する職種、職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、従業者の管理、指定介護予防通所介護の利用申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

(2) 生活相談員

生活相談員は、通所型サービス計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練及び相談援助等の生活指導を行います。

(3) 介護職員

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行います。

(4) 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

(5) 看護職員

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行います。

六 当事業所が提供するサービス等

(1) 理念 『その人らしく』

(2) 介護保険の給付の対象となるサービス

① 入浴

入浴又は清拭を行います。

② 排泄

排泄の自立を促すため、御利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 個別機能訓練

機能訓練指導員により、御利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ アクティビティ

集団的に行われるレクリエーション、創作活動等実施しながら機能訓練を行います。

⑤ 送迎サービス

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

(地域密着型通所介護計画の作成・変更)

第5条 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、地域密着型通所介護計画を作成し、地域密着型通所介護計画作成後も当該計画の実施状況の把握に努めます。

2 事業所は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する地域密着型通所介護サービスの目的に従い、地域密着型通所介護計画の変更を行います。

一 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該地域密着型通所介護計画を変更する必要がある場合

二 利用者が地域密着型通所介護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

3 事業所は、地域密着型通所介護計画を作成し又は変更した際には、これを利用者及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

(地域密着型通所介護サービスの内容及びその提供)

第6条 地域密着型通所介護の提供場所は青森市大字安田字近野335番地1です。

2 事業所は、第5条に定めた地域密着型通所介護計画に沿って、地域密着型通所介護サービスを提供します。

3 事業所は、利用者に対して地域密着型通所介護サービスを提供するにあたり、当該サービスの提供内容を説明します。

4 事業所は、利用者の地域密着型通所介護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

5 事業所は、利用者の地域密着型通所介護サービス費の請求及び受領に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- 6 利用者及びその後見人（後見人がいない場合は、利用者の家族）は、必要がある場合は、事業所に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業所の業務に支障のない時間に行うこととします。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第7条 事業所は、利用者に対して地域密着型通所介護サービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 2 サービス提供の開始に際し、この利用契約書兼重要事項説明書に基づき作成する「地域密着型通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

- 3 サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

（協力義務）

第8条 利用者は、事業所が利用者のため地域密着型通所介護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業所に協力しなければなりません。

（苦情対応）

第9条 事業所が提供した地域密着型通所介護サービスについて利用者、利用者の後見人又は利用者の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 苦情やご相談は以下の相談窓口で受け付けています。

一 当施設の相談窓口

窓口担当者 松尾 美由紀

受付日 月曜日～土曜日（ただし、12月31日～1月3日、
8月13日～8月15日は休日とします。）

休日 日曜日

受付時間 9：00～17：00

電話番号 017-757-8351

二 行政機関その他の苦情受付機関

青森県国民健康保険団体連合会 017-723-1301

青森市福祉部介護保険課 017-734-5327

青森県運営適正委員会 017-731-3039

3 苦情処理フロー

事実確認 → 原因の究明 → 対応策の検討 → 対応策の実践 → 対応策の評価

（緊急時の対応）

第10条 事業所は、現に地域密着型通所介護サービスの提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合は、速やかに利用者の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

主治医	医療機関名		電話番号
	主治医		
ご家族	氏 名		電話番号
	住 所		

(費用)

第11条 事業所が提供する地域密着型通所介護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、以下のとおりです。

一 地域密着型通所介護

(1) 地域密着型通所介護費

サービス提供時間	要介護度	介護報酬額 (1日あたり)	自己負担額		
			1割	2割	3割
9:00～12:00 13:00～16:00	要介護1	4,160円	416円	832円	1,248円
	要介護2	4,780円	478円	956円	1,434円
	要介護3	5,400円	540円	1,080円	1,620円
	要介護4	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	要介護5	6,630円	663円	1,326円	1,989円
9:00～16:00	要介護1	7,530円	753円	1,506円	2,259円
	要介護2	8,900円	890円	1,780円	2,670円
	要介護3	10,320円	1,032円	2,064円	3,096円
	要介護4	11,720円	1,172円	2,344円	3,516円
	要介護5	13,120円	1,312円	2,624円	3,936円

(2) 加算対象サービス

加算の種類	介護報酬額	自己負担額			算定回数等
		1割	2割	3割	
入浴介助加算(Ⅰ)	400円	40円	80円	120円	1日につき
入浴介助加算(Ⅱ)	550円	55円	110円	165円	1日につき
若年性認知症利用者受入加算	600円	60円	120円	180円	1日につき
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	560円	56円	112円	168円	1日につき
個別機能訓練(Ⅱ)	200円	20円	40円	60円	1月につき
科学的介護推進体制加算	400円	40円	80円	120円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円	6円	12円	18円	1日につき

※個別機能訓練加算（Ⅱ）は個別機能訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、その情報を地域密着型通所介護の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定します。

※科学的介護推進体制加算はご利用者の心身の状況等を厚生労働省に提出し、その情報を地域密着型通所介護の適切かつ有効に提供するために活用している場合に算定します。

※サービス提供体制加算（Ⅲ）は介護職員のうち介護福祉士の占める割合が、40%以上である場合に算定します。

（３）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

（１）と（２）の利用料金を合計した額の9.0%に相当する額

※介護職員の賃金などの処遇改善を図り、介護職員の人材確保をさらに推し進めることを目的として加算されます。

（４）地域通所介護送迎減算

－ 47円/片道につき(自己負担1割の場合)

－ 94円/片道につき(自己負担2割の場合)

－ 141円/片道につき(自己負担3割の場合)

二 その他の費用

（１）食費 昼食代 400円/食 ・ 弁当代 400円/食

（２）レクリエーション費

利用者のご希望により、レクリエーション等に参加していただくことができます。その際、材料等にかかる費用は自己負担となります。

（３）複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金： 1枚につき 10円

（４）使い捨てカミソリ 50円/個

（５）入浴用バスタオル・フェイスタオル 50円/回

（６）通常の事業の実施地域以外の送迎費用 片道1キロメートル当たり
100円

2 利用者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業所に支払います。

3 事業所は、提供する地域密着型通所介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。

4 事業所は、地域密着型通所介護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに利用者に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

5 事業所は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たに契約書兼重要事項説明書を交わします。

(料金の支払方法)

第12条 料金・費用は、月ごとに計算し、サービスを利用した月の翌月10日までに請求いたしますので、末日までにご持参ください。領収証を発行いたします。

(サービス利用の開始、中止、変更、追加、終了)

第13条 サービス利用開始の際は、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員が伺います。居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

2 利用予定日の前に、利用者の都合により、地域密着型通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てくださいます。利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、御契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

一 利用予定日の前日17：00までに申し出があった場合

無料

二 上記以降、または利用当日の9：00時までに申し出があった場合

400円（食費相当）

400円（弁当ご利用予定時、弁当代相当）

三 申し出がなく、ご自宅に伺った場合

400円（食費相当）

400円（弁当ご利用予定時、弁当代相当）

四 サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

3 次の各号の事由によりサービスは終了いたします。

一 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、お申し出ください。

二 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、1か月前までに文書で通知します。

三 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします

(1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(2) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、要支援又は非該当(自立)と認定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

(3) 利用者が亡くなられた場合

(4) 利用者が病院等に入院され、2ヶ月以上退院の見込みがない場合

- (5) 利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(利用料の滞納)

- 第14条 利用者が正当な理由なく利用料を1月以上滞納した場合は、事業所は、30日以上の期間を定めて、利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をしたときは、事業所は、利用者の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
 - 3 事業所は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
 - 4 事業所は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として通所介護サービスの提供を拒むことはできません。

(非常災害対策)

- 第15条 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火管理者 所長 嶋中俊哉

- 2 非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- 3 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（年1回 10月）

(秘密保持)

- 第16条 事業所及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人又はご家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業所の従業員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びその後見人又はご家族の秘密を漏らしません。
 - 3 事業者は、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲内で甲及びその後見人又はご家族の個人情報を用いることがあります。

(虐待の防止)

第17条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 一 虐待防止に関する責任者を選定しています
虐待に関する責任者 管理者 松尾美由紀
- 二 成年後見制度の利用を支援します
- 三 苦情解決体制を整備しています
- 四 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています
- 五 サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します

（身体拘束）

第18条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者及び家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束を無くしていくための取り組みを積極的行います。

- 一 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします
- 二 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします
- 三 一次性……利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます

（事故発生時の対応）

第19条 サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、利用者がお住まいの市町村、利用者の後見人、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に関して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

（損害賠償）

第20条 事業所は、地域密着型通所介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及びご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

【保険会社名】 三井住友海上

[加入保険] 日本G H協総合補償制度

[補償概要] 損害賠償事故の補償及び事業者の過失の有無に関係なく利用者が
傷害を被った場合の見舞金の補償

- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(心身の状況の把握)

第21条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

(衛生管理等)

第22条 指定地域密着型通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

2 指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

- 3 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(地域との連携)

第23条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。

- 3 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

(利用者代理人)

第24条 利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

(合意管轄)

第25条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、青森地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第26条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、利用者、事業所の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、利用者、事業所各1通ずつを保有します。

説明者職・氏名

令和 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名

【代 理 人（選任した場合）】

住 所

氏 名

【事業者】

住 所 青森県青森市大字安田字近野 3 3 5 番地 1

事 業 者 名 有限会社 協栄会

事 業 所 名 桃 花

介護保険事業所番号 0 2 7 0 1 0 5 0 6 7

代 表 者 名 代表取締役 嶋中 俊英



介護予防・日常生活支援総合事業

第一号通所事業【介護予防通所介護相当事業】 契約書別紙（兼重要事項説明書）

1. 事業者（法人）の概要

事業者(法人)の名称	有限会社 協栄会
主たる事務所の所在地	〒030－0911 青森市造道3丁目21番21号
代表者(職名・氏名)	代表取締役 嶋中 俊英
電話番号	017－765－6175

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンター 桃花	
サービスの種類	介護予防通所介護相当事業	
事業所の所在地	〒038－0021 青森市大字安田字近野335番地1	
電話番号	017－757－8351	
指定年月日	平成29年7月1日指定	0270105067
介護保険事業所番号		
実施単位・利用定員	1単位	定員18人
管理者の氏名	松尾 美由紀	
通常の事業の実施地域	青森市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	桃花(以下「事業所」という。)において実施する青森市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業介護予防通所介護相当事業(以下、「通所型サービス」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	1 事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざします。 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。 4 通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。

4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始(12月31日から1月3日)及びお盆(8月13日から8月15日)を除きます。
営業時間	午前8時00分から午後5時00分まで
サービス 提供時間	午前9時00分から午後4時00分まで
	午前9時00分から午後12時00分まで
	午後1時00分から午後4時00分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 2人
介護職員	常勤 5人、 非常勤 1人
機能訓練指導員	常勤 2人、 非常勤 1人
看護職員	常勤 2人

職務の内容は次のとおりです。

(1)生活相談員

生活相談員は、第一号通所サービス計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な機能訓練及び相談援助等の生活指導を行います。

(3)介護職員

介護職員は、入浴介助等の日常生活上必要な介護を行います。

(4)機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

(5)看護職員

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行います。

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員
---------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第一号通所事業の利用料(1月につき)

【基本部分】

利用者の 介護度等	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
事業対象者 要支援1	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者 要支援2	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)		加算額			
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
若年性認知症 利用者受入加算	65歳未満の認知症利用者へサービスを提供した場合に加算されます。		2,400円	240円	480円	720円
科学的介護推進 体制加算	利用者の心身の状況等を厚生労働省に提出し、その情報を通所介護の適切かつ有効に提供するために活用している場合に算定されます。		400円	40円	80円	120円
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ) ※	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が40%以上である場合に算定されます。	事業対象者 要支援1	240円	24円	48円	72円
		要支援2	480円	48円	96円	144円
介護職員等 処遇改善加算(Ⅱ) ※	介護職員の賃金などの処遇改善及び介護職員の定着率の向上のため、一定の取り組みをしている場合に加算されます。	事業対象者 要支援1	基本部分に上記加算 を加えた額の9.0%	基本部分に上記加算 を加えた額の9.0%	基本部分に上記加算 を加えた額の5.9%	基本部分に上記加算 を加えた額の5.9%
		要支援2	基本部分に上記加算 を加えた額の9.0%	基本部分に上記加算 を加えた額の9.0%	基本部分に上記加算 を加えた額の9.0%	基本部分に上記加算 を加えた額の9.0%

(注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件		減算額			
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
利用者の数が利用者定員を超える場合又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	利用者数が運営規程に定められている利用定員を超えた場合又は人員基準に定める員数の看護職員、介護職員を置いていない場合に減算されます。	事業対象者 要支援1	4,960円	496円	992円	1,488円
		要支援2	10,180円	1,018円	2,036円	3,054円

(2) その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、昼食400円、弁当400円いただきます。
レクリエーション費	利用者の希望により、レクリエーション等に参加した場合、材料等にかかる費用(実費)をいただきます。
複写物の交付	サービス提供記録の複写物を必要とする場合、1枚につき10円いただきます。
使い捨てカミソリ	利用者の希望により利用した場合、1個につき50円いただきます。
バスタオル・フェイスタオル	利用者の希望により利用した場合、1回につき50円いただきます。
通常の事業の実施 地域以外の送迎	通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートル当たり100円いただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

上記(1)、(2)の利用料(利用者負担金)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、10日以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 青森銀行 八重田支店 普通口座 3053656
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. サービスの提供にあたって

(1)サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかにお知らせください。

- (2)要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3)利用者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認くださいようお願いします。
- (4)サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行います。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5)介護職員等に対するサービス提供に関する具体的な指示命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

10. 非常災害対策

- (1)事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火管理者 所長 嶋中俊哉

- (2)非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3)定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期:(年1回 10月)

11. 秘密保持

- (1)事業所及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。
- (2)事業所の従業員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。
- (3)事業者は、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、必要な範囲内で甲及びその後見人又は家族の個人情報を用いることがあります。

12. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待に関する責任者 管理者 松尾美由紀

- (2)成年後見制度の利用を支援します。
- (3)苦情解決体制を整備しています。
- (4)従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (5)サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

1 3. 身体拘束

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者及び家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束を無くしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1)緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります
- (2)非代替性……身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります
- (3)一時性……利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます

1 4. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

1 5. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び青森市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 6. 損害賠償

- (1)事業所は、通所型サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2)前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業所に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
 - 〔保険会社名〕 三井住友海上
 - 〔加入保険〕 日本GHI協総合補償制度
 - 〔補償概要〕 損害賠償事故の補償及び事業者の過失の有無に関係なく利用者が傷害を被った場合の見舞金の補償
- (3)前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

1 7. 心身の状況の把握

通所型サービスの提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

18. 衛生管理等

- (1)通所型サービスの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (3)食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

19. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1)事業所は、利用者に対して通所型サービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (2)サービス提供の開始に際し、この利用契約書兼重要事項説明書に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3)サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

20. サービス提供の記録

- (1)事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。
- (2)事業者は、サービス費の請求及び受領に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- (3)利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。ただし、この閲覧及び複写物の交付は、事業所の業務に支障のない時間に行うこととします。

21. 苦情相談窓口

- (1)サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 017-757-8351 担当:所長 嶋中俊哉 管理者 松尾美由紀
---------	---

- (2)サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	青森市福祉部介護保険課 ※指定基準に関する相談等	所在地 青森市新町1丁目3番7号 電話番号 017-734-5257 受付時間 午前8時30分～午後6時 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
	青森市福祉部介護保険課 ※サービスに関する相談等	所在地 青森市新町1丁目3番7号 電話番号 017-734-5257 受付時間 午前8時30分～午後6時

		(土曜日・日曜日・祝日を除く)
	青森県国民健康保険団体連合会 介護保険課 ※サービスに関する苦情申し立て	所在地 青森市新町2丁目4番1号 電話番号 017-723-1336 受付時間 午前8時30分～午後5時 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

22. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター等又は当事業所の担当者へご連絡ください。

指定第1号通所事業提供同意書

(本人との続柄)